

水質汚濁に係る環境基準の類型見直しについて

1 概要

【環境基準】（環境基本法第16条第1項）

人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準（行政目標）

（昭和46年環境庁告示第59号別表第2）

水質汚濁に係る環境基準（昭和46年環境庁告示第59号）		類型	主な利用目的	水素イオン濃度（pH）	生物化学的酸素要求量（BOD）	浮遊物質量（SS）	溶存酸素量（DO）	大腸菌群数
人の健康の保護に関する基準（全水域一律の基準） 生活環境の保全に関する基準（水域の利用目的等に応じた類型ごとに定められた基準） 生活環境の保全に関する基準 水生生物の保全に係る基準	河川の場合	A A	自然探勝	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/100mL以下
		A	水道・水産		2mg/L以下			1000MPN/100mL以下
		B	水道・水産		3mg/L以下		5mg/L以上	5000MPN/100mL以下
		C	工業用水	6.0以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下		—
		D	農業用水		8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
		E	環境保全		10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。		—

【類型指定の事務】（環境基本法第16条第2項）

2以上の都道府県にわたる主な水域は国が、その他の水域は県が定める類型を指定

⇒ 県は利根川、常陸利根川、江戸川、旧江戸川、東京湾以外の水域の類型を指定（平成5年政令第371号）

環境基準の告示では、「水域類型は利水の変更や水質の変化等に伴い適宜改訂するもの」とされている。

見直した類型を適用することで各水域の水質を維持

本県では類型指定当初と比べ、多くの水域で水質の状況等について変化が生じているため、見直しが必要。

※環境省では、「大腸菌群数」を「大腸菌数」に見直し、新たな基準値等を設定するための検討を進めている状況。

2 類型見直しの基本的な考え方

類型の見直しに当たっては、各水域の利用目的（水道水源、農業用水などの利用）の変化及び水質の改善状況（BOD等の環境基準達成状況）を整理し、関係者の意向を確認した上で、上位類型の指定について検討することとしたい。

※環境省の「大腸菌数」への見直し状況を注視

【見直しに向けた作業イメージ】

県指定の
全水域を対象

- ・対象水域に係る最新情報を収集し、利用目的を確認
- ・直近5～10年分の環境基準達成状況からBOD等の上位基準を安定して達成している水域を選定
- ・流域の将来人口の推計や汚水処理施設整備、水質汚濁源の立地等の状況を把握

上位の類型への見直しを検討
〔関係者の意向を確認〕

見直した
類型の指定
（県告示）

3 類型指定見直しのための手続き

各水域における情報収集・検討



千葉県環境審議会へ諮問
(千葉県環境審議会水環境部会における審議)



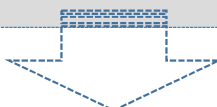
パブリックコメント
市町村・各関係機関への意見照会



千葉県環境審議会における審議（答申）
(千葉県環境審議会水環境部会における審議)



告示



新たに基準に基づく水質汚濁状況の常時監視・達成状況の評価

水域状況等の変化に応じて



(BOD等生活環境項目)

江戸川上流
利根運河
大堀川
手賀沼
坂川
新坂川
大津川
金山落
春木川
真間川
海老川
江戸川中流
江戸川下流(2)
江戸川下流(1)
常陸利根川
小野川
清水川
黒部川上流
黒部川下流
新川上流
高田川
利根川下流
大須賀川
根木名川
長門川
師戸川
印旛沼
印旛放水路
手繰川
高崎川
鹿島川
木戸川
作田川
栗山川上流
栗山川下流
新川下流
高谷川
真亀川
南白亀川
一ノ宮川上流
一ノ宮川中流
一ノ宮川下流
高滝ダム貯水池
養老川上流
養老川中流
養老川下流
小櫃川上流
小櫃川下流
御腹川
小糸川上流
小糸川下流
染川
湊川
平久里川
増間川
三原川
丸山川
瀬戸川
汐入川
長尾川
待崎川
袋倉川
二タ間川
亀山ダム貯水池

A類型(22河川)
 B類型(20河川)
 C類型(13河川)
 D類型(2河川)
 E類型(8河川)

※国指定河川(利根川、江戸川)を除く
 ※印旛沼、手賀沼、高滝ダム貯水池、
 亀山ダム貯水池、常陸利根川は

※印旛沼、手賀沼、高滝ダム貯水池、
亀山ダム貯水池、常陸利根川は
湖沼類型

参考

BOD 上位類型基準達成（連続 5 年以上）河川一覧

水系 (うち指定 水域数)	指定水域名	現行 類型	環境基準点における BOD 上位類型基準 5 年以上連続達成状況
江戸川 及び 流入河川 (10)	坂川	E	D を 10 年以上
	新坂川	E	C を 10 年以上
	国分川	E	D を 7 年
	真間川	E	D を 10 年以上
利根川 及び 流入河川 (20)	大堀川	D	C を 10 年以上
	手繰川	C	A を 10 年以上
	桑納川	D	C を 10 年以上
九十九里 河川 (12)	真亀川	C	B を 6 年
	一宮川下流	C	B を 9 年
南房総河川 (10)	二タ間川	A	AA を 10 年以上
	袋倉川	A	AA を 10 年以上
	丸山川	B	A を 9 年
	長尾川	A	AA を 10 年以上
東京湾内房河川 (5)	染川	C	B を 10 年以上
東京湾 内湾河川 (13)	小糸川上流	B	A を 10 年以上
	小糸川下流	C	A を 10 年以上
	小櫃川下流	B	A を 9 年
	村田川	C	A を 10 年以上
	都川	E	A を 10 年以上
	葭川	E	D を 10 年以上
	海老川	E	C を 10 年以上